

学校いじめ防止基本方針（改訂）

豊中市立北丘小学校
令和5年（2023年）4月10日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

- ・平成25年(2013年)4月に制定された「豊中市子ども健やか育み条例」の前文では、「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもつたかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意を表明できることが大切にされなければなりません。」と謳われている。
- ・こどもたちを取り巻く新たな情勢の変化や課題が山積する中で、多様化・深刻化したいじめの問題が山積している。いじめは、いじめを受けた子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるのみならず、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利をも奪う、まさに重大な人権侵害の問題である。
- ・本校では、平成29年(2017年)4月 学校教育目標を「夢をもち 心豊かに ともに未来を切り拓く」と新たに設定した。また、育てたい子どもの姿として「自分と他者の命を大切にする子」「仲間とながり ともに伸びようとする子」「未来を切り拓くためにチャレンジする子」を掲げ「一人ひとりの子どもの思いを大切にした仲間づくり、ともに学び合う学校づくり」を柱に据えて、教育活動を重ねてきた。
中でも、「いじめ」はこどもへの重大な人権侵害であり本校でも起こりうることとして捉え、いじめを許さないという価値観を持つ集団の育成に努めてきた。
- ・いじめの芽はどこにでも芽生えるという認識に立ち、全教職員が、いじめはもちろんのこと、はやしたてたり、傍観する行為も絶対に許さない姿勢を示すとともに、全ての児童が安心して登校し満足して下校する学校の創造をめざし、『安心・満足』をキーワードとして、教職員一丸となって教育活動に取り組んでいく。その際、生命や人権を大切にする精神を貫くこと、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性のあるかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立った指導を徹底する。
- ・いじめは見えにくいところで起こることから、家庭・地域との連携を密にし、学校、大人を含めた社会総がかりで取り組んでいくことをめざす。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 一見、けんかやふざけ合いに見える行為 等

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称「さわやかサポートチーム」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、養護教諭、
校内生活安全部（生活指導担当、こどもサポート担当）
校内人権教育推進委員会より 1名 SSW

計 8名

※必要に応じ、中学校区配置スクールカウンセラーの出席を要請する。

(3) 役割

- ① いじめの未然防止（さわやかサポートプログラム）
- ② いじめの早期発見（みんな元気ですかアンケート・児童との二者懇談週間）
- ③ いじめにかかる相談・通報の窓口
- ④ いじめへの対処
- ⑤ 教職員の資質能力向上を図る校内研修の企画運営
- ⑥ 年間計画（さわやかサポートプログラム）の企画と実施
- ⑦ 年間計画進捗の確認
- ⑧ 各取組の効果・検証
- ⑨ 保護者・地域への啓発
- ⑩ 学校いじめ防止等の基本方針の機能の点検と見直し

4 年間計画（別添1）

「さわやかサポートプログラム」

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

- ① 「さわやかサポートチーム」による定期的な状況確認と検証
- ② 「こどもサポート」（毎水曜日 職員連絡会）での児童にかかる情報共有
- ③ 「こどもサポート全体会」（年3回）での各学年の児童にかかる取組みの進捗状況の確認。児童にかかる情報共有。「さわやかサポートチーム」からのいじめ未然防止等にかかる効果検証の全体共有と一致した指導体制・指導方向の確認。
- ④ 「元気ですかアンケート」の実施による児童の状況確認と情報収集
- ⑤ 学校教育自己診断・学校評価の評価結果から検証

第2章 いじめ防止

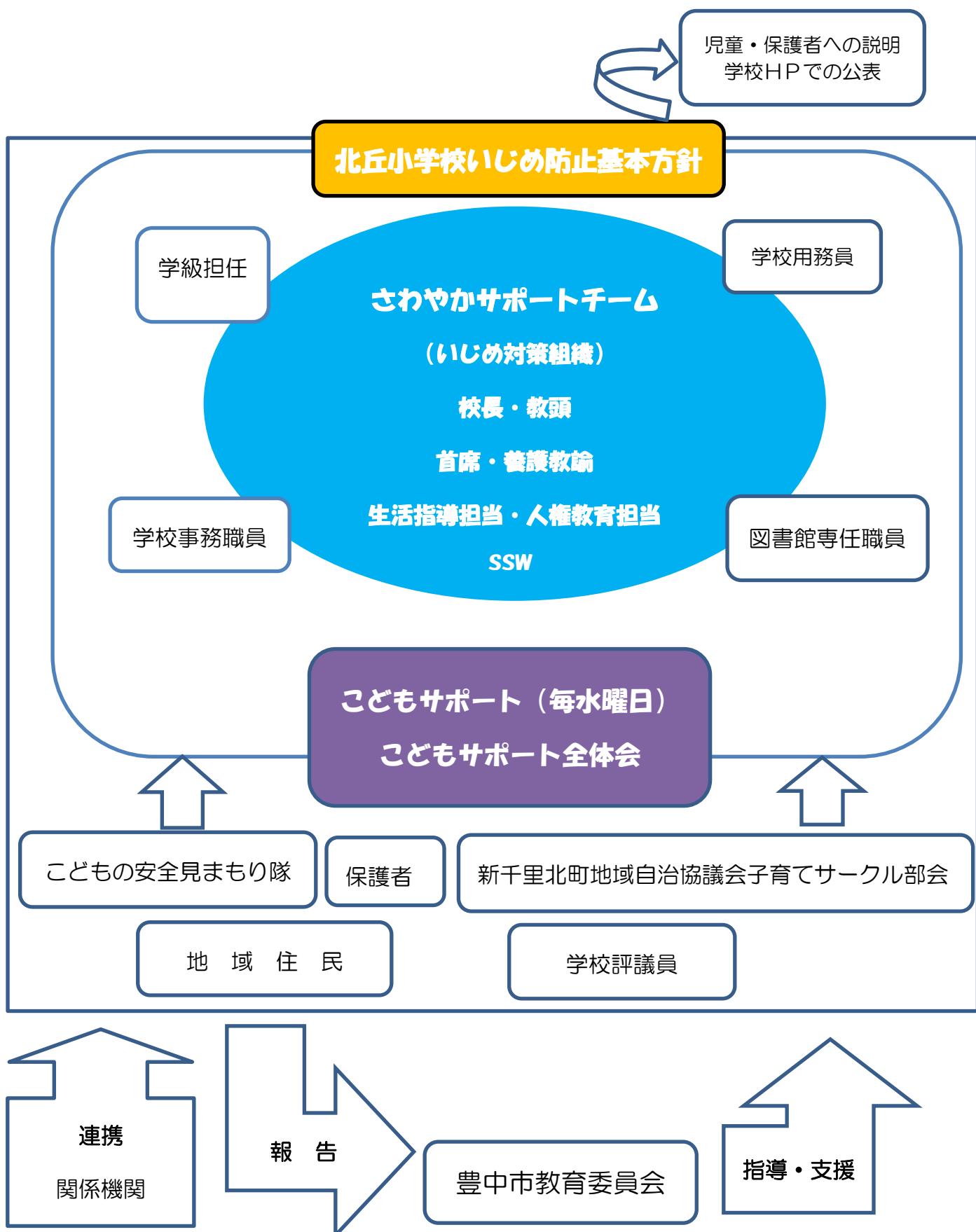
1 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという認識のもと、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みを行う。その前提として、教育活動全般にわたり、豊かな心の育成が肝要であると考える。
- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育くむため、道徳教育を推進するとともに、学習の場である学校・学級が、人権を尊重したルールの徹底、児童一人ひとりが尊重されている環境であることを日々検証する。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができると考える。学級会、児童会活動等の児童が主体的に活動できる場を設定し、いじめ問題についてこども同士で考える活動等を推進していく。
- ・いじめの被害者を助けるために、傍観者とならず自らが通報等いじめをやめさせるための行動をとらなければならないことを児童に理解させるとともに、通報は勇気がいることを認識する。

る行為であることから、教職員が児童との信頼関係を構築し、必ず守ってくれるという安心感を醸成する。

- ・児童が痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。
- ・全教職員が常に人権感覚を研磨し、児童の個々の状況把握の下、児童の小さな変化を察知し早期対応することで、いじめの未然防止を図り、児童の安心・安全な学校生活を実現する。
- ・いじめ防止のための学校体制を組織する。

【北丘小学校いじめ未然防止のための学校体制】



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解を図る

職員に対していじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、随時校内研修や職員会議で周知。

学校総体として一貫した対応を実施するため、定例の「こどもサポート（毎木曜日）」「こどもサポート全体会（年3回）」を開き、各学年の児童の状況を報告し共通理解を図る。

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である」ことの意識化

全教職員が自らの人権感覚を研ぎ澄まし、人権侵害につながる状況をキャッチするとともに、児童の感性に訴える指導の充実を図る。校長や教職員が、全校集会や学級活動等様々な教育活動において、児童が人権感覚を研磨できる場面を設定する。

「いじめは重大な人権侵害であり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されるものではない」「いじめが刑事罰の対象となりえること。不法行為に該当し損害賠償責任が発しし得ること」など人権を守ることの重要性や法律上の扱いについて学ぶ機会を設ける。

(3) いじめに向かわない態度・能力を育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等をとおして、児童の社会性を育む。他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を認め尊重し合える態度や、他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。そのために、異学年等の交流（PGK：ペア学年交流）を通じ、頼り頼られる双方向の経験をする活動を推進し、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う。

児童会等の児童が主体的に取り組む活動をとおして、「いじめ」について考える機会を設けたり、児童が自己有用感や達成感、自己肯定感を育むことができる場を設定する。

(4) いじめが生まれる背景の理解と指導上の注意

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、個性をいかし主体性を育む授業づくりや集団づくり、ストレスを適切の対処する力の育成を図る。

教職員の不適切な認識や言動は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化するものである。そのため指導者は常にいじめを助長するような不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うとともに恒常に学年や教職員間で相互確認を行う。

配慮が必要な児童について、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、日常的な周囲の児童への必要な指導を組織的に行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。そして何より児童が示す、普段と違った微かな変化に隠された危険信号を見逃さないことが肝要である。そのためにもわれわれ教職員は常時積極的に児童の情

報交換を行い、情報を共有すること、そして、全教職員でより適切な指導を行う事が大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的な「元気ですかアンケート」を行い、いじめの早期発見・早期解決に資する。休み時間や放課後等における児童の様子を把握する。また、児童に対して、学級担任や養護教諭等、日々指導に関わる全ての指導者が定期的に教育相談を実施したり、日常の学習状況について関係指導者間で情報共有し、より適切な指導を行う。
- (2) 学校だよりや家庭への配布文書等を通じて、一般論としてのいじめの状況や学校での児童の状態など情報共有することで、保護者と連携して児童をより細やかに見守る。
- (3) 児童やその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談窓口を学級担任だけでなく養護教諭等、当該児童保護者にとって相談しやすい教職員が担う。教職員は相談しやすい雰囲気づくりに努め、児童の相談に対し、常に真摯に対応するとともに、学校行事後や参観・懇談の際には保護者が教職員に対して相談や情報交換をもちかけやすい時間を確保する。
- (4) 学校だよりや家庭への配布文書等により、相談体制を広く周知する。また、PTA等保護者の声により、適切に機能しているかなどの定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、豊中市個人情報保護条例に基づき厳重且つ適切に扱う。
- (6) いじめに関する情報について、「さわやかサポートチーム」への報告と全教職員での共有を行う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

- ・いじめの発見・通報をうけたら、速やかに「さわやかサポートチーム」に報告し、組織的対応(情報の記録・事実関係の調査と確認・対応方法の決定)を行う。
- ・いじめにあった児童のケアを最優先し、徹底して守り抜く。
- ・加害児童の指導については、教育的配慮の下、毅然とした態度で行う。その際、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に向けて重要である。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、当該児童の人格の成長に主眼を置き取り組む。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけ等、いじめの疑いがある行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確にかかわりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) 発見・通報を受けた教職員は、速やかに「さわやかサポートチーム」に報告し情報を共有する。その際、教職員は他の業務に優先して、即日、おこない、学校の組織的な対応につなげる。
- (4) 「さわやかサポートチーム」が中心となり、関係児童から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無を確認する。
- (5) 校長は責任をもって事実確認結果を教育委員会に報告するとともに、被害児童および加害児童の保護者に連絡する。

(6) いじめの加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分に留意する。
- (2) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (3) いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (4) いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (5) 必要に応じて加害児童を別室指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (6) 状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- (7) いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (3) 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携し以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (4) いじめた児童への指導
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
 - ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
 - ・教育上必要があると認める場合は、法(学校教育法第11条)に基づき、適切に児童に懲戒を加えることも考える。

- ・いじめには、様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (2) いじめをやめさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (3) いじめは絶対に許されない行為であることについて、学級や学年等で話し合うなど、根絶しようとする態度を育成し、その土壤を培う。
- (4) いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童の抱えるストレス等の問題の除去、被害児童や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって達成されるものである。すべての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

6 いじめの解消にむけて

- (1) いじめ行為は、単に謝罪をもって解消するものではないこと。
- (2) モニタリングをもとに3か月間を目安として、いじめに係る行為が止んでいること。
 - ・心理的、物理的影响が与える行為(インターネット上の行為も含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
 - ・被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は教育委員会や「さわやかサポートチーム」の判断により長期の期間を設定する。
 - ・教職員は、設定した期間について、被害・加害児童の様子を含め状況をモニタリングし、期間が経過した段階で判断する。
 - ・行為が止んでいないと判断した場合、再度期間を設定し状況をモニタリングする。
- (3) 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ・被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないか面談等により現認する。
 - ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底して守り通し、その安全・安心を確保する。
 - ・「さわやかサポートチーム」において、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担等対処プランを策定し、確実に実行する。
 - ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめの再発の可能性を踏まえ、教職員は被害児童及び加害児童について、日常的に様々な場面で注意深く観察する。

7 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、迅速にその箇所を印刷・保存するとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除要請措置をとる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (4) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめるとともに、保護者向け研修会等を設定し、保護者のインターネット上の諸問題についての理解を深め、協力を求める取り組みを行う。

【さわやかサポートプログラム】

◇本校のすべての教育活動は、人権尊重・道徳的視点を踏まえ計画・実施している。
ここでは、いじめ未然防止に係るプログラムについて特化して記載する。

	児童	児童会	教職員	保護者・地域住民等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針趣旨説明 ・目標設定（児童・クラス・学年） ・入学式学校紹介82年 ・児童懇談 入学式とりーむ紹介（6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会委員会の今年度企画 ・PGK（4・5・6年）計画 ・入学式あいさつ（計画委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針確認 ・学級集団の構築に向けた学年会議等 ・八地中校区連携会議・児童懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針趣旨説明 ・学級懇談会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所交流・避難訓練 ・なかよし遠足（1・2年）遠足 ・子どもの安全見まもり隊員との出会いの会 ・修学旅行・サクランボ収穫 ・交通安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長ランチ会議（企画会議） ・今年度のスローガン提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・避難訓練、引き取り訓練 ・子どもサポート全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全見まもり隊員との出会いの会 ・家庭訪問 ・地域教育協議会 ・避難訓練、引き取り訓練
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・元気ですかアンケート・田植え（5年） ・人権に関する読み語り ・平和報告集会 ・林間学舎（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・そらいろ図書館会館（図書委員会） ・花壇をデザインしよう（栽培・給食委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・八中オープンスクール ・人権に関する読み語り ・北丘オープンスクール ・校区幼保小連絡会 ・八地中校区連携会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・北丘校区人権教育推進委員会議 ・八中オープンスクール ・北丘オープンスクール
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所交流 ・防犯訓練 ・情報モラル学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニセフ募金活動（計画委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人権研修 ・集団づくり実践交流（子どもサポート） ・危機管理研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル理解講座 ・授業参観（水泳）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・健全育成会標語 		<ul style="list-style-type: none"> ・八中校区一貫教育研修会 ・学校評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・北町みんなで楽しめナイト ・学校評議員会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の集い（3年）・校庭草ぬき ・八中体育大会参加（5・6年）・遠足 ・北丘小学校運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会応援 ・校庭草ぬき（美化委員会） ・花壇をデザインしよう（栽培・給食委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭草ぬき 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の集い・校庭草ぬき ・健全育成会標語募集&セレクト
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習会・遠足・児童懇談 ・人権に関する読み語り ・人権授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長ランチ会議（企画進捗確認） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権移管する読み語り・児童懇談 ・八中オープンスクール ・子どもサポート全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会・八中オープンスクール ・人権授業参観・人権講演会 ・北町みんなの運動会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・元気ですかアンケート・学習発表会 ・校区保育園での読み聞かせ（1年） ・人権学習会・地域防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会運営（司会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区人権 ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区危険個所点検 ・健全育成市民の集い ・地域防災訓練・保護者懇談
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育自己診断・地区児童会 ・八中交流（中1小1）・八中見学会（6年） ・八中1日体験（5年）・北丘フェスティバル 	<ul style="list-style-type: none"> ・北丘フェスティバル運営 ・図書館まつり（図書委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育自己診断・千里ふれあいフェスタ ・地区児童会
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・百人一首大会（図書委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連絡会・学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・北丘校区人兼研修会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・元気ですかアンケート・お詫びプレゼント ・作業所との交流・マラソン記録会 ・6年生を送る会・社会見学6年 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長ランチ会議（振り返り） ・大縄大会（保健体育委員会） ・6年生を送る会司会（計画委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会 ・子どもサポート全体会 ・お詫びプレゼント 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式にむけて（5・6年）・地区児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・北丘放送局（放送委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、懇談会・地区児童会
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに学びあえる集団の創造 ・のびのび算数教室 ・多文化共生・八中校区三つの約束 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会各委員会による点検・放送等の日常活動等 ・各学年でPGK日程設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に係る研究推進 ・子どもサポート ・八中校区三つの約束 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはようあいさつ運動・地区巡回 ・畠のある交流サロンでの世代間交流 ・わくわくキッズきたおか